

令和4年度開成町定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和4年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をしたのでその結果を報告する。

1 監査の期日

令和5年6月29日から令和5年8月2日まで（8日間）

2 監査の方法

令和4年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、予算執行、契約締結及び補助金交付決定等の各関係書類、並びに企業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表及び決算付属資料を基に、各所属からの説明を徴し、予算執行等の適正について監査した。

3 監査の結果

令和4年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、下記に記載のとおり指摘すべき事項があったものの、概ね適正に執行されていたと認められる。

(1) 一般会計

① 契約の方法について

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業において、20台の空気清浄機を購入するにあたり、町立小学校・中学校・幼稚園毎にそれぞれ5台ずつに分割して購入する4件の契約をしていた。また、契約相手方はいずれも同一業者であった。

予算額2,640千円で同じ物品を同じ時期に一括購入するのであれば、4件に分けて随意契約とする特段の理由がないことから、開成町契約規則により競争入札とすべきであった。

② 契約書の記載について

「もえるごみ等収集運搬業務委託」について、履行期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、業務委託料は総額118,800千円で、4会計年度にまたがる長期継続契約とした。

この契約書の中で業務委託料を年間39,600千円としていたが、令和4年度19,800千円、令和5年度39,600千円、令和6年度39,600千円、令和7年度19,800千円と年度毎に記載すべきであった。

契約書は町と相手方の合意の内容を明文化するものであり、双方の責任と義務を明示することから、開成町契約規則により適切に事務処理すべきであった。

また、「し尿収集運搬委託」においても同様の事例が見られた。

(2) 特別会計

特段の指摘事項はない。

(3) 企業会計

特段の指摘事項はない。

4 令和3年度の監査の結果に係る指摘事項及び措置状況

(1) 支出事務に関すること

①指摘事項

教育振興費の支出事務のうち、生徒のスポーツ大会等への派遣費補助は、「開成町補助金等交付規則」に基づき、中学校長から町長へ補助金を申請し、町長が補助金を交付する方法で執行されていた。

補助金等とは当該規則で、「町以外の者又は団体に対して交付する補助金、助成金、交付金」とされていることから、町長から校長に対して補助金等を交付することに合理性は認められない。

今後は校長が支出負担行為及び支出命令権者とする会計処理をするよう改善を図られたい。

なお、同様の事例が、野外教育費補助及び野外教育活動費補助にも見られたので、併せて改善を図られたい。

②措置状況

令和5年度当初予算編成における各小・中学校予算の教育振興費については、御指摘にあるような町長から校長に対して補助金等を交付する形式は改め、教員を対象としたものについては、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金等当該支出の事業内容、対象を精査したうえで適切な予算科目において措置します。

一方、児童、生徒等を対象としたものについては、直接個人、家庭への補助金支出又は、PTA団体等を通じた補助金支出によりこれまで通りの財政的支援を行っていきたいと考えます。

(2) 事務分掌に関すること

①指摘事項

開成町消費者の会への補助金の支出は、「開成町事務分掌等に関する規則」に定める消費者保護を事務分掌としている防災安全課が所管している。しかしながら、当該団体の設立目的は、「消費生活に関する必要な知識の修得および調査研究等により、自主的且つ合理的な消費生活の実現を図ること」としており、その活動内容は消費生活の環境配慮への理解促進や町の様々なイベントの協力・連携など、町民に公益的な活動をしている団体である。

また、足柄上地区消費生活相談負担金の支出についても、防災安全課が所管している。これらの所管を令和2年度より産業振興課から防災安全課に移管した経緯があるが、町としての消費生活行政をどこで所管することが適切かどうか検討されたい。

②措置状況

財政援助団体の所管課については、補助金交付事務の所管課とすることを基本としています。

一方で、町民公益活動団体の活動内容の多様化や変容などによって、必ずしもその活動内容が補助金の交付対象事業に限定されない事例も生じています。

総合計画の着実な推進及び効率的で簡素な事務執行体制の確立の観点に加え、多様な担い手との協働のまちづくりをより一層推進する観点も考慮し、町民公益活動団体の活動実態も踏まえながら、町の事務執行体制（各課の事務分掌）について、適宜、見直しを行うこととします。

令和5年8月2日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 田中 章

開成町監査委員 吉田 敏郎